

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年2月8日
【四半期会計期間】	第55期第3四半期（自 2018年10月1日 至 2018年12月31日）
【会社名】	株式会社ナガワ
【英訳名】	NAGAWA Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高橋 修
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
【電話番号】	(03)5288-8666(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役経理部長 高橋 学
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
【電話番号】	(03)5288-8666(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役経理部長 高橋 学
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第54期 第3四半期連結 累計期間	第55期 第3四半期連結 累計期間	第54期
会計期間	自2017年 4月1日 至2017年 12月31日	自2018年 4月1日 至2018年 12月31日	自2017年 4月1日 至2018年 3月31日
売上高 (百万円)	19,881	20,790	27,442
経常利益 (百万円)	3,282	2,996	4,459
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	2,122	1,960	2,921
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	2,150	1,674	2,893
純資産額 (百万円)	36,926	41,469	39,487
総資産額 (百万円)	40,416	44,676	43,946
1株当たり四半期(当期)純利益 金額 (円)	155.07	132.59	212.41
潜在株式調整後1株当たり四半 期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	91.4	92.7	89.8

回次	第54期 第3四半期連結 会計期間	第55期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自2017年 10月1日 至2017年 12月31日	自2018年 10月1日 至2018年 12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	52.07	51.22

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動は次のとおりであります。

(ユニットハウス事業及びモジュール・システム建築事業)

当第3四半期連結会計期間において、連結子会社であったNAGAWA (THAILAND) Co., Ltd.は、清算結了に伴い連結の範囲から除外しております。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

経営成績の状況

(単位：百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する四半期純利益	1株当たり四半期純利益 (円、銭)
当連結累計期間	20,790	2,850	2,996	1,960	132.59
前連結累計期間	19,881	3,138	3,282	2,122	155.07
前年同期増減率(%)	4.6	9.2	8.7	7.7	14.5

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、国内は雇用環境や個人所得の改善が続くなど緩やかな回復基調で推移する一方で、米中貿易摩擦の深刻化により一部の米国企業業績への影響が出始めております。

F R Bは更なる利上げについて慎重な姿勢を見せている中、中国経済は消費の減速が鮮明になりつつあり、新車販売や小売売上高が下落、製造業等の企業業績も悪化し始めています。

こうした中、当社グループは堅調な民間設備投資を背景に、モジュール・システム建築の技術・ノウハウを活用し、工場・倉庫・店舗等の受注を拡大していく一方、企業認知度向上施策や人材育成投資等積極的に活動してまいりました。ユニットハウス事業においては、拡大するレンタル需要に対応すべく、工場の生産能力増強に加え、物流体制の効率的強化のため、タブレット端末の導入等電子化による自動化にも取り組んでまいりました。

その結果、当第3四半期連結累計期間における売上高は207億9千万円(前年同期比4.6%増)、営業利益は28億5千万円(前年同期比9.2%減)、経常利益は29億9千6百万円(前年同期比8.7%減)、親会社株主に帰属する四半期純利益は19億6千万円(前年同期比7.7%減)となりました。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額	連結損益計算書計上額
	ユニットハウス事業	モジュール・システム建築事業	建設機械レンタル事業	計		
売上高	16,631	3,108	1,050	20,790	-	20,790
営業利益	2,676	266	140	3,084	233	2,850

(ユニットハウス事業)

ユニットハウス事業におきましては、販売は常設展示場での特注ハウスの品揃え強化や展示会の開催、各種キャンペーンの強化実施に努めました。レンタルは、旺盛な需要に対応するため、物流体制の効率化のため、配送車両にタブレット端末を導入し、位置情報の把握と検収作業の電子化を実施しました。また、2020年に開催されるオリンピック関連需要とそれに伴う大都市の再開発事業を積極的に受注してまいりました。

その結果、当事業のセグメント売上高は166億3千1百万円(前年同期比0.5%減)となりました。また、セグメント利益は、前期に備品事業を譲渡したことによる一時的な利益が約3億4千万円計上されており、当期はその利益の剥落により26億7千6百万円(前年同期比10.0%減)となりました。

(モジュール・システム建築事業)

モジュール・システム建築事業におきましては、企画建築の特性である「短納期」「低コスト」を武器に需要堅調な民間向けの事務所・倉庫・工場に注力し活動してまいりました。海外におきましては、タイでは日系企業進出に伴う事務所建築、インドネシアではODA関連の日本人宿舎などを積極的に受注してまいりました。

その結果、引続き民間設備投資における事務所や工場受注が好調に推移し、当事業のセグメント売上高は、31億8百万円（前年同期比44.0%増）となりました。また、セグメント利益は、原価率の改善と現場管理の徹底による販売管理費低減により、2億6千6百万円（前年同期比16.9%増）となりました。

（建設機械レンタル事業）

建設機械レンタル事業におきましては、営業エリアである北海道南部建設市場の公共工事発注金額に減少傾向が見られる中、当第3四半期連結累計期間においては、北海道地震の復旧需要や災害復旧予算、ならびに農業土木予算の発注が引き続き好調に推移しました。

そのような中、地域に密着した営業活動の強化と貸与資産管理の緻密化と資産効率の向上により、当事業のセグメント売上高は10億5千万円（前年同期比4.4%増）となりました。また、セグメント利益については、建設機械の中古売却を抑制したなかで、レンタル資産の回転率向上と固定費の圧縮効果により、1億4千万円（前年同期比19.7%減）となりました。

財政状態の状況

（資産）

当第3四半期連結会計期間末における流動資産は、前連結会計年度末に比べ5億8千4百万円増加し、241億8千9百万円となりました。その主な要因は、現金及び預金が2億3千6百万円、商品及び製品が9千9百万円、原材料及び貯蔵品が9千7百万円、受取手形及び売掛金が9千2百万円それぞれ増加したこと等によるものであります。固定資産は、前連結会計年度末に比べ1億4千4百万円増加し、204億8千6百万円となりました。その主な要因は、投資有価証券が5億2千7百万円、退職給付に係る資産が4千1百万円それぞれ増加した一方、貸与資産が3億4千万円、土地が1億3千9百万円それぞれ減少したこと等によるものであります。

この結果、総資産は、前連結会計年度末に比べ7億2千9百万円増加し、446億7千6百万円となりました。

（負債）

当第3四半期連結会計期間末における流動負債は、前連結会計年度末に比べ12億4千5百万円減少し、30億8千1百万円となりました。その主な要因は、未払法人税等が8億9百万円、買掛金が2億5千9百万円、賞与引当金が1億2千4百万円それぞれ減少したこと等によるものであります。固定負債は、前連結会計年度末に比べ7百万円減少し、1億2千5百万円となりました。

この結果、負債合計は、前連結会計年度末に比べ12億5千2百万円減少し、32億6百万円となりました。

（純資産）

当第3四半期連結会計期間末における純資産合計は、前連結会計年度末に比べ19億8千1百万円増加し、414億6千9百万円となりました。その主な要因は、利益剰余金が12億5千6百万円増加、自己株式が15億2千7百万円減少、資本剰余金が5億2千7百万円、その他有価証券評価差額金が3億1千1百万円それぞれ減少したこと等によるものであります。

この結果、自己資本比率は、92.7%となりました。

(2) 経営方針・経営戦略等

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）

上場会社である当社の株券等は、株主及び投資家の皆様による自由な取引が認められているため、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方について、最終的には、株主の皆様の意思に基づいて決定されることを基本とすべきと考えております。そのため、会社の支配権の移転を伴う当社株券等の大規模買付けに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様の意思に基づいて行われるべきと考えております。また、当社は、当社株券等の大規模買付けが行われる場合であっても、それが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するものであればこれを否定するものではありません。

しかしながら、事前に対象者の取締役会の賛同を得ずに実施される上場株券等の大規模買付けの中には、株券等を買集め、濫用的な会社運営を行い、多数派株主として自己の利益を追求することのみを目的とするもの、又は、株主の皆様に株券等の売却を事実上強要し、若しくは、株主の皆様を真の企業価値を反映しない廉価で株券等を売却せざるを得ない状況におくような態様によるもの等、企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損するおそれのある株券等の大規模買付けも見受けられます。

当社といたしましては、このような当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を毀損するおそれのある当社株券等の大規模買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。そのため、このような者による当社株券等の大規模買付けに対しては、必要かつ相当な対応措置を採ることで、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、上記基本方針の実現に資する取組みとして、以下の各取組みを実施しております。

(a) 企業価値向上への取組み

ア．当社の企業価値の源泉

当社は創業以来、「明るく・元気に・前向きに」という経営理念のもと、誠実な経営を通してお客様と地域社会から信頼される企業づくりを目指し、当社の主力製品であるユニットハウスの「スーパーハウス」の企画・製造・販売・レンタルを中心に、ユニットハウス業界のトップメーカーとしての地位を不動のものとしてまいりました。当社の企業価値の源泉は、下記のとおりであります。

(ア)高い技術力に裏打ちされた製品のブランド力

(イ)健全な財務体質

イ．企業価値向上に向けた取組み

当社は、上記ア．に記載した企業価値の源泉を礎としつつ、中長期的な企業価値の向上に向けて、以下の取組みを実践しております。

(ア)製品開発について

当社は、「お客様のニーズを最大限反映した製品」の開発を推進しております。当社は、当社製品について、お客様にとっての「快適性」、「安心・安全性」、「低コスト」を追求することで他社との差別化を図っております。このような他社との差別化を実現するべく、当社のお客様に対して当社の製品やサービスに対するアンケートを実施しており、かかるアンケート結果を踏まえ、お客様のご要望を今後の製品開発やサービスに反映させるものとしております。

また、当社は、当社製品の製造・販売・レンタルを一貫して行っていることから、当社製品の販売先やレンタル先であるお客様より直接頂戴したご意見やご要望を、製品の開発・製造に直接かつ即座に反映することが可能となっております。

(イ)成長分野への積極的投資

当社は、従来からの主力事業であるユニットハウスに加え、モジュール・システム建築事業に対する積極的な投資を行うものとし、モジュール・システム建築事業の今後の成長に取り組んでおります。

また、モジュール・システム建築事業については、海外における受注拡大を目的として、営業体制の強化に注力しております。具体的には、タイ王国及びインドネシア共和国においては、現地法人を設立しており、東南アジア諸国への進出を図っております。欧州及び米国地域については当該各地域への進出を目的として当社の従業員を市場調査の目的で派遣しており、将来の営業展開を模索しております。

(ウ)人材育成への取組み

当社では、「明るく・元気に・前向きに」という経営理念を実践し中長期的に当社の成長を支える基幹となる人材を育成するべく、人材育成にも積極的に取り組んでおります。

具体的には、当社は、毎年、新入社員を対象とした合同研修を実施しており、当社の経営理念をはじめ、当社事業についての理解を深めるべく、新入社員を一同に集めた場における教育を実施しております。また、役職別の研修制度も整備しており、従業員のキャリアの育成にも積極的に取り組んでおります。

さらに、当社は、従業員に対して、資格の取得を奨励する制度として、資格取得に要する諸費用のうち半額の補助金の支給等を行っております。

(エ)社会貢献活動

当社は、自社の成長のみならず、当社を取り巻くお客様、地域社会などのすべてのステークホルダーの皆様へ貢献し、社会から必要となる企業となることが重要であると考えております。

このような観点から、当社としては、これまで東日本大震災や熊本地震をはじめとする自然災害に際して、被災者の方々のための応急仮設住宅の建設に取り組むなど、社会貢献活動にも積極的に従事しております。

(b) コーポレート・ガバナンスの充実のための取組み

ア．企業統治体制の状況

当社は、監査役制度を採用しており、計3名の監査役のうち、常勤監査役1名、社外監査役2名となっております。監査役は取締役会をはじめ主要な会議に出席し、必要に応じて意見陳述を行うほか、会計監査人並びに取締役からの報告を受けるなど、厳正な監査を行っております。

また、当社は経営の透明性、公正性を高めるべく、社外取締役2名を選任しております。当該社外取締役は経営陣から独立した立場で経営に関する監視・監督を実施しております。

イ．内部統制システムの整備状況

当社グループの内部統制システムといたしましては、取締役会は、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに業務執行状況を監督する機能と位置付けております。業務執行についてはそれぞれの事業部門に取締役を配し責任と権限を与え、経営の役割を明確にし、経営の効率的な運営を図っております。そのほかに当社においては、「役員部長連絡会」、「ブロック長会議」、「各ブロック所長会議」、「製造会議」などを定期的に開催し、重要な情報伝達、リスクの未然防止を目指すほか、各部門の業務執行状況を監督・指導しております。

ウ．内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査及び監査役監査の組織は、独立組織として内部牽制、規則・規程の運用管理など教育指導機能を持たせた監査室を設置（人員2名）しております。

監査室は、内部監査を担当し、必要な監査・調査を定期的実施しており、監査の結果は役員部長連絡会に報告されております。また、コンプライアンス経営の一環として、内部通告の窓口としても、その活用を図っており、監査役は、随時この内部監査に参加し内部監査状況の監査を監視することができます。

エ．リスク管理体制の整備状況

当社は安定的な生産体制を確保するため、主要資材について製造部門の購買部署が国内の複数の供給元と密接な連携を図るとともに、自社工場と委託工場の2元体制を敷き、需要の増減や季節変動に対応しております。また、環境保全、作業並びに設備の安全・衛生、製造及び物流における品質・サービスの向上を図るため、製造会議、運送会議、各ブロック所長会議において、適宜これら現場改善指導の講習を行っております。

その他、経営に係るさまざまな事業並びに法務リスクにつきましては、内部監査部門である監査室及び各部との密接な連携を通じ、管理強化に努めております。

なお、自然災害、事件、事故等明らかに会社経営に重大な影響を与える、又は与える可能性のある異常事態発生に備え、全社緊急連絡網による緊急連絡体制並びに緊急対応体制を整備しております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

(a) 当社株券等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）導入の目的
本プランは、基本方針に沿って、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保し、又は向上させることを目的として導入されたものです。

当社は、当社株券等に対する大規模買付けが一定の合理的なルールに従って行われるよう、株券等の大規模買付けの提案がなされた場合における情報提供等に関する一定のルールを設定するとともに、基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付けがなされた場合に、それらの者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、対抗措置の発動手続等を定めた本プランを導入することにいたしました。

(b) 本プランの概要

本プランは、当社に対する買収等（当社が発行する株券等について、保有者及びその共同保有者の株券等保有割合が25%以上となる買付け等又は当社が発行する株券等について、公開買付け後の公開買付者の株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が25%以上となる公開買付け）が行われる場合に、当社取締役会が、買収等を行おうとする者又は買収等の提案を行う者（併せて、以下「買収提案者等」といいます。）に対して、買収提案者等及び買収等に関する情報の提供を求め、当社取締役会から独立した社外者のみから構成される特別委員会による勧告を最大限尊重して、当該買収等について評価・検討し、買収提案者等との買収条件に関する交渉や株主の皆様への代替案等の提示を行い、一定の場合には対抗措置を発動するための手続であります。

本プランの有効期間（以下「有効期間」といいます。）は、2018年6月19日開催の第54期定時株主総会において承認された時点から、承認後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会又は当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

各取組みについての当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

(a) 上記 について

上記 に記載した各取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上させるための具体的取組みとして策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

したがって、これらの各取組みは、基本方針に沿い、当社の株主の皆様様の共同の利益を損なうものではありません。

(b) 上記 について

当社は、上記 の取組みは、基本方針に沿うものであり、また、買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること、株主意を重視するものであること、独立性の高い特別委員会の判断の重視と情報開示の仕組みがあること、合理的な客観的要件が設定されていること、デットハンド型やスローハンド型買収防衛策で

はないこと等の理由から、当社の株主の皆様のご利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

本プランの詳細につきましてはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。
(アドレス https://group.nagawa.co.jp/news/auto_20180507427688/pdfFile.pdf)

(4) 研究開発活動

特記すべき事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	30,000,000
計	30,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (2018年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2019年2月8日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	16,357,214	16,357,214	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数100株
計	16,357,214	16,357,214	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
2018年10月1日～ 2018年12月31日	-	16,357,214	-	2,855	-	4,586

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2018年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2018年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 1,286,300	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 15,060,000	150,600	-
単元未満株式	普通株式 10,914	-	-
発行済株式総数	16,357,214	-	-
総株主の議決権	-	150,600	-

（注） 「完全議決権株式（自己株式等）」は、全て当社保有の自己株式であります。

【自己株式等】

2018年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
株式会社ナガワ	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	1,286,300	-	1,286,300	7.86
計	-	1,286,300	-	1,286,300	7.86

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（2018年10月1日から2018年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2018年4月1日から2018年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日付をもって、名称をEY新日本有限責任監査法人に変更しております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2018年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	13,651	13,887
受取手形及び売掛金	8,206	8,299
商品及び製品	1,332	1,431
仕掛品	104	133
原材料及び貯蔵品	146	243
その他	163	193
流動資産合計	23,604	24,189
固定資産		
有形固定資産		
貸与資産(純額)	8,326	7,985
建物及び構築物(純額)	1,727	1,736
土地	6,564	6,425
建設仮勘定	18	7
その他(純額)	174	171
有形固定資産合計	16,810	16,326
無形固定資産	81	110
投資その他の資産		
投資有価証券	2,598	3,126
敷金及び保証金	521	534
退職給付に係る資産	15	56
繰延税金資産	261	293
その他	55	41
貸倒引当金	2	2
投資その他の資産合計	3,449	4,049
固定資産合計	20,342	20,486
資産合計	43,946	44,676

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2018年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,980	1,720
未払法人税等	904	95
賞与引当金	263	138
役員賞与引当金	75	57
資産除去債務	2	-
その他	1,100	1,069
流動負債合計	4,327	3,081
固定負債		
長期未払金	28	28
退職給付に係る負債	8	6
資産除去債務	83	83
その他	12	6
固定負債合計	132	125
負債合計	4,459	3,206
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,855	2,855
資本剰余金	5,892	5,364
利益剰余金	33,596	34,853
自己株式	2,901	1,373
株主資本合計	39,443	41,699
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	49	261
為替換算調整勘定	32	2
その他の包括利益累計額合計	17	264
非支配株主持分	27	33
純資産合計	39,487	41,469
負債純資産合計	43,946	44,676

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)
売上高	19,881	20,790
売上原価	11,578	12,657
売上総利益	8,302	8,133
販売費及び一般管理費	5,164	5,282
営業利益	3,138	2,850
営業外収益		
受取利息	0	4
受取配当金	4	31
受取賃貸料	27	14
仕入割引	94	108
為替差益	7	-
雑収入	13	19
営業外収益合計	148	179
営業外費用		
為替差損	-	24
雑損失	3	9
営業外費用合計	3	34
経常利益	3,282	2,996
特別利益		
固定資産売却益	60	1
特別利益合計	60	1
特別損失		
固定資産処分損	91	23
減損損失	-	20
子会社整理損	-	43
特別損失合計	91	87
税金等調整前四半期純利益	3,251	2,909
法人税、住民税及び事業税	1,070	849
法人税等調整額	57	105
法人税等合計	1,128	954
四半期純利益	2,122	1,955
非支配株主に帰属する四半期純損失()	-	4
親会社株主に帰属する四半期純利益	2,122	1,960

【四半期連結包括利益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)
四半期純利益	2,122	1,955
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	31	311
為替換算調整勘定	3	30
その他の包括利益合計	28	281
四半期包括利益	2,150	1,674
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,150	1,678
非支配株主に係る四半期包括利益	-	4

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

連結の範囲の重要な変更

当第3四半期連結会計期間において、当社の連結子会社であったNAGAWA (THAILAND) Co., Ltd.は、清算終了に伴い連結の範囲から除外しております。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(追加情報)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が四半期連結会計期間末日残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2018年12月31日)
受取手形	196百万円	185百万円

(四半期連結損益計算書関係)

ユニットハウス事業及び建設機械レンタル事業におけるレンタル収入は、冬季に向けて工事量が増加していく傾向がある建設市場の動向に左右されます。このようなレンタル需要の季節的変動により、第1四半期連結会計期間にレンタル稼働棟数及び稼働率が低くなり、売上高及び営業利益が他の四半期連結会計期間と比較して少なくなる傾向があります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)
減価償却費	2,299百万円	2,251百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2017年6月20日 定時株主総会	普通株式	547	40	2017年3月31日	2017年6月21日	利益剰余金

当第3四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年6月19日 定時株主総会	普通株式	703	50	2018年3月31日	2018年6月20日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

当第3四半期連結会計期間末における資本剰余金の残高は、前連結会計年度末に比べ527百万円減少し、5,364百万円、自己株式の残高は、前連結会計年度末に比べ1,527百万円減少し、1,373百万円となっております。これは主に、2018年5月7日開催の取締役会で決議し、2018年6月19日開催の第54期定時株主総会の承認に基づき、2018年7月20日付で一般社団法人ナガワひまわり財団を引受先とした第三者割当による自己株式1,000,000株の処分を行い、また、2018年10月29日開催の取締役会決議に基づき、2018年11月16日付で戸田建設株式会社及び株式会社西松屋チェーンを引受先とした第三者割当による自己株式204,400株の処分を行ったことによるものであります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自2017年4月1日 至2017年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	ユニット ハウス事業	モジュール・ システム建築 事業	建設機械 レンタル事業	合計
売上高				
外部顧客への売上高	16,717	2,158	1,005	19,881
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-
計	16,717	2,158	1,005	19,881
セグメント利益	2,975	228	175	3,378

(参考情報)

所在地別の売上高及び営業利益又は損失は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	日本	インドネシア	タイ	合計
売上高				
外部顧客への売上高	19,558	235	87	19,881
所在地間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-
計	19,558	235	87	19,881
営業利益又は損失()	3,183	7	52	3,138

(注) 全社費用は、日本に含めて表示しております。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利益	金額
報告セグメント計	3,378
セグメント間取引消去	-
全社費用(注)	240
四半期連結損益計算書の営業利益	3,138

(注) 全社費用は、主に親会社の本社総務部、経理部及び企画室に係る経費であります。

当第3四半期連結累計期間（自2018年4月1日 至2018年12月31日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	ユニット ハウス事業	モジュール・ システム建築 事業	建設機械 レンタル事業	合計
売上高				
外部顧客への売上高	16,631	3,108	1,050	20,790
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-
計	16,631	3,108	1,050	20,790
セグメント利益	2,676	266	140	3,084

（参考情報）

所在地別の売上高及び営業利益又は損失は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	日本	インドネシア	タイ	合計
売上高				
外部顧客への売上高	20,644	53	92	20,790
所在地間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-
計	20,644	53	92	20,790
営業利益又は損失（ ）	2,946	33	62	2,850

（注）全社費用は、日本に含めて表示しております。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

利益	金額
報告セグメント計	3,084
セグメント間取引消去	-
全社費用（注）	233
四半期連結損益計算書の営業利益	2,850

（注）全社費用は、主に親会社の本社総務部、経理部及び企画室に係る経費であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	155円07銭	132円59銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (百万円)	2,122	1,960
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純 利益金額(百万円)	2,122	1,960
普通株式の期中平均株式数(株)	13,688,388	14,782,991

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年2月8日

株式会社ナガワ

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 阪中 修 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 根津 美香 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ナガワの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2018年10月1日から2018年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2018年4月1日から2018年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ナガワ及び連結子会社の2018年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。